

令和4年第4回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年12月6日

本日の会議 令和4年12月9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課長 村田ゆかり君	情報政策課長 木須紀彦君
契約管財課長 永野英明君	地域安全課長 山口聡一朗君
政策企画課長 中村元則君	財政課長 荒木秀一君
土木管理課長 山崎禎三君	産業振興課長 荒木隆君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 宮司裕子君
住民環境課長 中尾盛雄君	健康保険課長 藤崎隆行君
介護保険課長 村田佳美君	教育総務課長 森本陽子君
生涯学習課長 北野靖之君	上下水道課長 渡部守史君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時40分

令和4年第4回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和4年12月9日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	
2	63	長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	※総務
3	64	長与町個人情報保護法施行条例	※総務
4	65	長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	※総務
5	66	長与町行政不服審査会条例	※総務
6	67	長与町情報公開・個人情報保護審査会条例	※総務
7	68	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
8	69	長与町情報公開条例の一部を改正する条例	※総務
9	70	長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
10	71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	※総務
11	72	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
12	73	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
13	74	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
14	75	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
15	76	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
16	77	長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例	※総務
17	78	長与町潮井崎キャンプ場条例	※産業
18	79	令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）	※総務 ※産業

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順11、河野龍二議員の①中小企業への支援について、②新図書館建設についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。早速、質問をさせていただきます。まず、①中小企業への支援についての質問です。前回議会でも、物価高騰による支援として、中小企業等への支援の質問をさせていただきました。その後、農業経営者には肥料の物価高騰に伴う支援策の補正予算が提案されました。令和4年6月までコロナ禍による支援は行われてきましたが、物価高騰に対する中小企業への支援は十分とは思えません。物価高騰による影響はいつまで続くか分からない状況で、来年10月からはインボイス制度が開始される予定であります。影響を受ける事業者は不安を感じています。町内の中小企業の営業と暮らしを守るための施策が検討できないか、以下の質問を行います。（1）インボイス制度の導入による町内事業所へどのような影響があると考えますか。また、具体的な影響を把握しておく必要があると思いますが、どう考えますか。（2）小規模修繕等契約希望者登録制度は50万円未満の修繕等に対して中小企業の受注機会を増やしていますが、ほかの自治体では130万円未満の工事費まで拡大しています。本町でも検討できませんか。また、登録事業者の受注機会が増えるような対策は取られていますか。（3）南島原市では、原油価格・物価高騰対策支援金を支給しています。本町でも中小企業向けの支援対策ができないか。

②新図書館建設について質問いたします。昨日から新図書館建設については、さまざまな形で同僚議員から質問がされております。私は10月7日の全員協議会で説明を受けた内容から質問させていただきます。長与町新図書館複合施設の整備内容が10月7日全員協議会で説明されました。事業費が約25億円から約27億円。二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の活用や公共施設適正管理推進事業債の起債で財源を確保し、実質負担を約18億円程度にするとの説明を受けました。以上の内容を踏まえて質問させていただきます。（1）二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の活用基準は、どのような施設に対しての交付金となるのか。（2）公共施設適正管理推進事業債の起債条件はありますか。現在ある健康センターの活用はどうなりますか。（3）建設場所については以前からさまざまな声があります。2014年にも建設場所を巡り、今議会でも請願が出されました。いまだ建設場所に対する不満の声はお聞きします。こうした声はどう応えていくか。以上、質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今期最後の質問者であります河野議員のご質問にお答えをいたします。

まず大きな1番目、中小企業への支援についてということで、1点目がインボイス制度導入による町内事業所への影響についてというお尋ねでございます。2023年10月から始まるインボイス制度は、一般的に免税事業者であった中小企業や個人事業主などに大きな影響を与える可能性が高いと言われております。制度の導入により、事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには適格請求書の保存が必要になりますが、取引の相手方が適格請求書を発行することができない場合は、税負担の増加につながる可能性がございます。このため、免税事業者は消費税の納付は免除されるものの適格請求書を発行することができないため、取引を避けられる可能性が考えられます。一方、課税事業者になれば、取引は継続される可能性が高くなりますが、消費税の納付が発生することから、販売価格への転嫁ができなければ利益が減少することも考えられます。また、消費税の制度習得や計算、申告、納税事務などの負担が増えることも想定されております。影響の大きさは事業の形態や取引先によって異なるため、最終的な判断はそれぞれの事業者に委ねられているものと理解をしております。こうしたことから日本商工会議所では、制度の基礎知識や具体的な対策、インボイス事業者になるかどうかの判断に資する情報などを分かりやすく解説する小冊子を作成し、広く周知を図っております。西そのぎ商工会におきましても、インボイス制度は重要課題と位置付けられておりまして、オンライン説明会やセミナーの開催、事業者への意思確認などが行われているようでございます。報道によりますと、国は制度の取り扱いについて調整を続けているようでございまして、本町といたしましては今後の状況を注視していくとともに、商工会と情報共有を図るなど、中小企業等への影響について把握に努めてまいりたいと考えております。続きまして、中小企業の支援ということで、小規模修繕等契約希望者登録制度の額の見直しおよび受注対策についてのご質問でございます。建設業法におきまして、公共工事を元請けとして請け負う者は国または県の経営事項審査を受けることが原則義務付けられております。この経営事項審査とは建設業者の信用、技術、施工能力等を客観的に評価する制度であり、町における建設工事の入札参加資格申請、いわゆる指名業者の登録においても経営事項審査を受けている者であることを必須条件としており、現在、559事業者が登録申請をしているところでございます。一方で、本町の小規模修繕等契約希望者登録制度に登録している事業者は、この経営事項審査を受けていない事業者でございます。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律では「地方公共団体は地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する」とされておりまして、工事の効率性、安全性、環境へ配慮した優れた内容

の契約が求められているところでございます。従いまして、小規模修繕等契約希望者登録制度に登録している事業者の修繕等の範囲を「50万円未満で内容が軽易、かつ履行が容易であると認められるもの」としている理由は、この品質の確保によるものでございます。なお、議員のご提案にあります対象額の拡大につきましては、消費税率アップや近年の物価高騰により工事費、修繕費自体の金額も上昇しておりますので、本制度の対象を50万円未満としている金額の妥当性につきまして、現在、引き続き研究を行っているところでございます。また、受注機会が増えるための対応といたしましては、役場庁舎内のポータルサイトに登録業者一覧を常時掲載し、各課へ発注喚起を行うとともに、所管課である契約管財課へ各課より修繕業者紹介の問い合わせがあった場合には、積極的に登録業者を活用するようお願いをしているところでございます。今後とも地元経済の循環と活性化を図るため、本制度登録業者の受注拡大に努めてまいりたいと考えております。続きまして、中小企業向けの原油価格・物価高騰対策についてのお問い合わせでございます。物価高騰などに対する中小企業向けの支援につきましては、これまでも影響を見極めながら順次支援策を講じているところでございます。その1つは、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰の影響を鑑み、西そのぎ商工会と連携いたしまして発行したプレミアム付き商品券でございます。11月25日現在、約3億4,000万円分を購入いただいております。消費喚起による経済への波及は、事業者の支援に一定の効果があるものと考えておるところでございます。また、地域経済活性化への促進、事業者の経営改善を目的とする店舗リフォームへの助成について、今年度は補助率のかさ上げを行うほか、燃料光熱費高騰対策として、工事を伴う省エネルギー設備の導入などにも活用できるものとしておるところでございます。さらに、飲食店の消費拡大キャンペーンを10月からスタートいたしました。町内飲食店の一定額利用と応募により、抽選で5,000円分の共通商品券をプレゼントすることで、飲食店のみならず他業種への波及効果も期待しているところでございます。これらに加え、町内の中小企業等を対象といたしまして、光熱費の高騰に対する負担軽減に資するため、電気・ガス価格高騰への支援経費を補正予算に計上し、本議会に議案上程をしているところでございます。

続きまして、大きな2番目、大きな課題であります新図書館建設についてでございます。二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の活用基準は、どのような施設に対しての交付金となるのかというご質問でございます。現在活用を検討している交付金は「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」のうち「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」のメニューでありまして、新築または改修予定の公共施設におきまして、省エネ設備等を導入することによりZEB化を達成する場合に、最大でその設備費用の5分の3が対象になるものでございます。交付要件といたしましては「建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示において、ZEB、Nearly ZEB等の省エネルギー性能評価の認証取得」「ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析のため、環境省調査への情報提供等の協力」などがございます。続きまして、2点目でございます。公共施設

適正管理推進事業債の起債条件についてのお尋ねでございます。現在活用を検討しておりますのは、公共施設適正管理推進事業債のうち集約化・複合化事業であり、起債の充当率は90%で、元利償還金の50%が地方交付税措置されるという有利な起債となっておりますところでございます。この起債の対象となる要件は、公共施設個別施設計画に位置付けられていること、統合した施設の延床面積の合計が統合前の施設の延床面積の合計よりも小さくなること、また、統合後の跡施設は統合後施設の供用開始から5年以内に除却、転用や売却等を行うことなどがあります。また、対象施設は図書館などの公共施設のみであり、健康センターは公用施設に位置付けられるため、この制度の対象とはなっておりません。対象施設と対象外施設の複合化の場合は、対象施設に係る部分に限り対象となるところでございます。続きまして、建設場所についての声についての質問でございます。この建設予定地につきましては、長与町コンパクトシティ構想推進委員会からの提言書等を参考といたしまして、現在の場所に決定をいたしましたわけでございます。選定に至った理由といたしましては、町民がアクセスしやすい場所であること、必要な蔵書規模に見合った延床面積や駐車場規模を確保できる敷地面積があること、図書館の集客機能を中心市街地の活性化に結び付けられることなどが挙げられております。2014年に出されました請願書におきましては、現在の長与町図書館の場所に建て替えるという案が出されておりましたが、現在地の面積では十分な駐車場が確保できないこと、新図書館建設中の代替地が無いことなどの課題もあり、現在の建設予定地が適当との判断に至っているわけでございます。今後も、アクセス方法や整備の検討などにおきまして、さまざまな方々のご意見を伺いながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきます。インボイスの影響については、町長から先ほど詳しく答弁がありましたように、さまざまな影響があるというふうに言われている状況です。これまでの1,000万円以下の免税業者が登録することによって納付が生まれると、そういうことで多大な影響を及ぼすのではないかと、税の負担が出てくるということ。この間、さまざまな団体からも制度が始まると廃業せざるを得ないなどというふうな声が出ております。現に長崎市内でも、若い事業者が廃業したという話をお聞きしております。消費税だと国税の問題と思われませんが、実際、事業の廃業や事業の縮小などで町税の収入にも影響を及ぼすのではないかとというふうに考えております。そこで、西海市でしたけども、このインボイス制度の導入による影響というところで、個人事業者約1,900名のうち約8割が免税事業者であると推測されて、そういう影響が出るんじゃないかというふうな調査結果が出ている状況です。やはり今後の長与町の財政の影響も考えて、今後の十分な影響調査を行う考えが、再度無いかですね、どこまで調査が

できるのかというところもありますけども、そういう調査をする考えがあるのか、再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

影響調査というご質問でございますけれども、まずは町内の免税事業者がどれくらいあるのかという数でございますけれども、各関係機関等にも把握ができないかということでお尋ねをしてみているんですけども、なかなか免税事業者の数自体というものが出てこないような状況でございます。加えまして、その免税事業者がどういった取引先、相手が事業者が多いのか、個人が多いのか、またそれによって免税事業者であるか、課税事業者に転換するのかといったことも、判断が出てくると思われますので、なかなかその影響を確実に把握することは難しい状況であるというふうに考えております。しかしながら、商工会の方でも一定相談であったり、説明会であったりということも実施をしながら、情報をいくらかお持ちであるようでございますので、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

やはり町の財政にも影響を及ぼす問題だろうというふうに思いますので、可能な限り調査をして、今後の影響をどう判断するかというところに検討していただきたいというふうに思います。そこで、これは全体の経済の問題のところですけども、町が事業者との各種取引でインボイスの登録を要請するのかというところで、小規模修繕等契約希望者登録制度にも関連してくるんですけども、さまざまな工事だとか修繕だとかっていうのがあるんですけど、まずは町の事業をしてもらう事業者に対して、いわゆる免税業者ですね、課税業者じゃない免税業者、課税業者は必然的に消費税の納付がありますのでインボイスの登録をされるのではないかなというふうに思うんですけども、免税業者と思われる事業所に登録を要請するのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

小規模修繕等契約希望者登録制度に関してだと思いますが、これに関しては登録は要請しないということしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

小規模企業は特にそういう事業者が多いのかなというふうに思われるんですけども、

ほかの工事でももしかしたら免税業者の場合がある可能性もあるわけですから、限らず、町全体のいわゆるそういう事業所との取引の中で要請をするのかどうかというのはどういうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

長与町に限らず一般会計で行う場合につきましては、免税事業者、課税事業者を問わず一般会計自体が免除されておりますので、そこを免税事業者、課税事業者で分けて考えるということはないかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

一般会計は消費税の納付義務が無いので、そういうふうな形で、ぜひそういう要請をしないで、これまでどおり免税業者も町の事業の受注ができるというふうな形で行っていただきたいというふうに思います。じゃあ、企業会計の方が上下水会計は消費税の納付義務があるわけですから、ここでの事業者との取引の関係ではどういうふうな考えを持っておられますか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

本町水道局におけるインボイス制度開始後の免税事業者への対応でございますが、国の関係機関からインボイス制度への対応の注意事項等が公開されております。その中で、免税事業者の対応に関する考え方を明らかにしたものがございます。まず、ちょっとそのまま読み上げさせていただきます。「自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります」とあります。具体的に言えば、消費税相当分の値引きの要求であったり、先ほどおっしゃいました課税事業者への登録を要求することなどが考えられますが、このような優越的地位の濫用にならないよう国の考え方に沿うような形、それと地元事業者の立場を考えるとといったことを、そういった観点から取引条件等の見直しは行わず、今までどおりの取引になるものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そうすると、上下水道事業会計の中での事業所との取引の間では、免税業者であっても登録をしなくてもこれまでどおりそういう修繕工事等ができるというふうな形による

しいのですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

インボイス制度の中で、一定緩和期間といいますか、令和5年から始まるんですが、令和5年10月から令和8年9月までは、いわゆる免税業者との取引の関係でインボイスを登録していなくても、言わば、上下水道事業会計から消費税の80%の控除ができると。8年から11年の間は50%が控除可能だということなんですよ。5年から始まるとして、免税業者が受注をしたと。本来ならば、登録していただければ100%の消費税の仕入れ控除ができるわけですけども、80%の仕入れ控除しかできなくなると。これは、企業会計にその分負担が増えるというふうな考えになるのではないかと思うんですけども、そういう対応をしていくというふうに考えてらっしゃるのかですね。で、これが11年までが可能、いわゆる5年から始まって6年間でそういうふうな特別に登録しなくても、いわゆるインボイスの発行がなくても控除ができるということなんですけど、これが過ぎると全くできなくなるということで、いわゆる6年の猶予期間みたいな形なんですけど、これを過ぎると企業会計が100%その分負担をしなければならぬというふうになるということ。それでも対応していくという考えでよろしいのですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

まず、私たちもその経過期間に仕入れ額控除が80%なり、50%なり控除できるというのは活用していきたいと考えております。今まではおっしゃいましたように免税事業者だろうが、課税事業者だろうが関係なく仕入れ額控除ができたわけでございますけども、インボイス制度が導入されるということで、その辺りができなくなる形になるんですけども、もうそういった制度になったというような形で理解して、新たな負担が増えるというような考え方ではなくて、もうその制度になったといった理解の下で対応していきたいと考えておりますので、猶予期間、経過期間を終わった後も、同じような対応をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

中小企業の受注機会といいますか、経営をそういう形で守るところでは非常に評価をさせていただきたいというふうに思うんですけども、一方ではやはり、これまで100%仕入れ税額控除ができていたのが、80%、50%でゼロになるという意味では、やはり町の企業会計であっても、その企業会計の一定の損失といいますか、そこに新たな負担が出てくるというわけですね。そういう意味では、このインボイスというのがさまざまな影響がやっぱり出てくるというふうに考えられるというところで、あくまでも、先ほど言いましたように6年間の猶予期間ですから、これが無くなると恐らくもっと私は厳しくなっていくのではないかなというふうに思うんですね。当然のように登録しなければならぬという状況が生まれてくると。そうすると、わずかな売り上げであっても消費税の納税義務が発生するということですから、やはりここはさまざまな影響が出てくるのではないかとこのところを申し述べておきたいというふうに思います。インボイスのことは十分今ので分かりました。それでは、2点目の小規模修繕等契約希望者登録制度でお伺いしたいと思います。町長の答弁ですと、50万円未満というところを増額を研究しているというところですね。隣の時津町では小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱ということで、130万円未満までということになっている。ほかの自治体を見ても、工事費の約130万円までですね。そういういわゆる受注機会を増やす状況を作っているというふうに思うんですね。長与町の登録制度の中で130万円までできるのかですね。それにするにはどのような対応が必要なのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

工事につきましては、随意契約の限度額が130万円となっております。なので、可能か可能でないかといえば可能ではあるかと思えますけれども、財務規則の中で50万円を超えた場合は予定価格の作成などがありまして、それに伴う設計積算が伴ったりして迅速な対応ができない。それから、50万円を超えて金額が上がるにつれて優れた品質の確保が求められる場合がやっぱり増えてくるという理由もございまして、50万円とさせていただいている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういういろんな条件が必要だということでしょうけども、やっぱり全国的な流れとしては130万円未満までどうもやっているみたいなんで、研究中だということなんで、ぜひできるような形で取り組んでいただきたいというふうに思います。長与町のこの登録制度ですね、この目的が何かというふうには書いているのは、入札資格申請が困難な町内事業所に対して、登録することで受注機会を拡大すると。で、町内の経済の活性化を

図るというふうになっているわけですね。130万円までの随意契約もこういう形でできれば、町内の経済の活性化になることは間違いないですよ。特に、この登録の要件としては町内に事業所があることと、いわゆる町内業者に限っているわけですよ。先ほど559の入札資格を持っている事業所があるということでも言われましたけども、この中にはいわゆる町内業者じゃない方も入るわけですよ。できるだけ町内業者に受注機会を増やすという意味では、金額を増やすことで増える状況というようになると思いますんで、ぜひ検討していただきたいなというふうに。この間検討してきているということですけども、どこまで検討が進んでいるのか、いつの段階でできるようになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

金額を拡大するかどうかというところの部分になるんですけども、来年の4月までを1つの期限としまして、今議員おっしゃられたとおり他市町の状況、それから先ほど私が申し上げたさまざまな条件、随契の範囲であったりというところを、今まさに研究しておりまして、来年の4月をめどに今研究をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

追加で説明をさせていただきます。町内業者の方々には昭和57年の災害以降、今日の安全な基盤整備のためにご尽力をいただいていることに、心より御礼を申し上げたいというふうに思っております。昨今のいつ起こるか分からない自然災害、これに伴いまして、町内の事業者にはいろんな形で今後ともご協力をいただきたいというふうに思っております。先ほど議員からもありましたとおり、今後につきましても町内業者に今後とも躍進をしていただいて、いつまでも町の方で何とかご尽力を賜ればというふうに考えております。以上のことを鑑みて、例えば同じ工事であってもそもそも40万円ぐらいで終わっていたのが、要は材料が高くなって60万、70万円になるんだよと。そしたら今度50万円までだから発注できないよねというのは、それは何とか除きたいなという思いもあります。従いまして、今後は、先ほど課長が申しましたとおり今後も検討していきますので、もう少しお待ちいただければというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

前向きな答弁をいただいたので、ぜひ検討していただいて、充実した中身にさせていただきたいというふうに思います。質問に当たっていろいろとお聞きしたところ、入札資格者が559社で、うち町内に本社、支社があるのが43社と。かなり低い数字、低い

数字については申し訳ないけども、もっとう町内業者が入札参加資格できればなど私は思うんですよね。入札資格は先ほど、経営審査を受ける必要性があるということで、経営審査を受けるに当たっても、さまざまな資格といたしますか、条件が必要なわけですよ。併せて、入札参加資格者になるには一定やっぱり事業所の信頼といたしますか、実績も必要になってくるわけですよ。私は一つこの実績や信頼を作る上でも、この登録制度が非常に活用されれば、町内の工事をたくさんしていると、そういう工事に関わるそういう事業者が身近にいます。身近にいるこの人は町の仕事をされているんだということ、信頼されて、地域の仕事も増える。受注をする機会が増えるとなると、どんどんレベルアップをしていって、ゆくゆくは入札資格が出来るような形になっていくと思うんです。それがやはりまた町内の経済の活性化になるというふうに思いますんで、そういう観点からぜひこの制度の充実を図っていただきたいと思います。それで、併せてですけども、受注機会が増えるような対策ってということで、ポータルサイトに登録事業者を載せているということですけども、1つ、この中身を調べていくと、各学校長が一定の裁量で発注できる工事があると思うんです。各学校では、いわゆる登録制度の事業者の活用を図られてきたのか、図るようにされているのか、その辺のお答えがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

各学校におきましても、修繕の内容によってこの小規模修繕等契約希望者登録制度に登録された業者に発注をされているところがございます。また、修繕に当たり、学校からの問い合わせ等が教育委員会の方にありましたら、この登録業者の紹介も行っております。引き続き、各学校にはこの登録業者の紹介はさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ぜひですね、特に各学校は本当に小規模な修繕事業になると思うんです。多分、学校長の軽微な修繕費用というのもそんな大きな額ではないというふうに思いますんで、そういう機会をどんどん増やしていただいて、町の経済活性化につなげていただきたいというふうに思います。3点目の、原油価格・物価高騰支援策ですけども、補正予算に計上されたということですが、予算の審査に当たるので、おおむねどういう内容になるのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

電気、ガスの高騰支援でございますけれども、町内に本社を有する中小企業であったり、住所を有する個人事業主に対して、電力とガスの高騰分相当額、これは年間分の支援を行うものというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

予算の中でも質疑が行われると思うんですけども、いつからいつまでの計画で行われる予定ですかね。そこだけでも、再度教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まずは今年度の1年間分ということで、一定の期間3か月程度での上昇分を4倍したようなところでの年間分の支援を行いたいと思っています。あと、申請については1月の下旬頃から受け付けるような形で想定をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

そういう形で支援を行っていただけるということなんで、ぜひこども評価したいと思います。

次に、大きな2番目、新図書館建設について質問させていただきたいと思います。まず、二酸化炭素排出事業交付金の関係ですけども、排出抑制対策事業交付金の関係ですが、前回全員協議会で説明された以後、先日整備基本計画案が出されて、この中で詳しく環境計画のところも説明がされております。この中ではZEB Ready以上の認証取得を目標としますというところで、若干このZEB化のところを調べさせていただいて、ZEB Readyってというのが、再生可能エネルギーを除いて基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建物等という形になっていますよね。で、この中で、環境評価の高い施設整備、いわゆるこの基本計画の33ページなんですけども、「太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し」というふうになっているわけですよね。これはZEB Readyでは再生可能エネルギーを除きというふうになっている。Nearly ZEBは再生可能エネルギーを含むというふうになっている。基本整備計画の中でZEB Ready以上の承認取得を目標とするとはなっていますけども、この再生可能エネルギーを導入するということは、Nearly ZEBを目標としているっていうふうな形にならないのかな。私がちょっと調べた範囲ではZEB Readyは再生可能を除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量を削減した建物等。で、Nearly ZEBは、ZEB Readyの基準をクリアした上で、一次エネルギー消費量から75%、100%未満の削減、再生可能エネルギーを含むというふうになっているんですけども、そういうふうなところでよろしいの

か。再度お答えいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ZEB Readyにつきましては、省エネですね、減らす方の50%となっております。今回、複合施設の整備に当たりましては、ZEB Ready以上としていますが、新築の建物ですのでZEB化100%をぜひ達成したいという考えの下、記載をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

了解しました。いわゆるZEB、いわゆる100%以上の削減ですかね。これになると、もっといろんな取り組みが必要になってくるのではないですか。ここに書いてる中身、いわゆる評価の高い設備で①～③を組み合わせることで、100%ができるというふうな考えでよろしいのかですね。再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

既存施設の改修におきましては、なかなかハードルが高いという分がございましてけれども、今回新築で建てさせていただきますので、最初から環境性能の高い品質のものを導入しようと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

了解しました。そういう環境性の高い部分を取り組むということは、今後の建物としては必要な部分だというふうに思います。続きまして、公共施設等適正管理推進事業債についてですけれども、先ほどちょっと説明があつて、やっぱりこの目的ですね、複合化することで建物のこの間の維持経費だとかの削減をされていくということだと思うんですよ。今回のこの起債は図書館だけの起債だということで、その後図書館については解体をされるのかそこを再度伺いたいのと、3、4階の健康センター跡はどのような活用をされるのかですね。そこを伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

公共施設適正管理推進事業債の要件といたしましては、対象施設が図書館などの公共施設のみでございます。跡地利用につきましては、図書館につきましては転用等も難しいと思われるので、除却の方向で考えております。健康センターにつきましては、現

在各部局におきまして活用方法を検討している状況でございます。今後どのような方法がベストであるのか協議を進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

健康センターの跡の利用活用ですね。ちょっとお伺いしたいのが、事業債の趣旨として、集約化、複合化で起債ができるということですよ。その目的は、昨日もちょっと同僚議員の質疑の中であった経費の削減っていうふうな部分があると思うんですよ。健康センターがある建物はふれあいセンターと一緒にあるわけで、建物はそのまま、今、跡地の活用は今後考えるということを言われましたけども、その維持経費は、恐らく健康センターが使っていた電気代ぐらいが削減になるぐらいかなと思うんですよ。ふれあいセンターはそのまま残ると。建物の修繕維持費っていいですかね、改修等々は今後負担が出てくる可能性があるわけですよ。この事業債がそれで大丈夫なのかという部分と、健康センターは土地開発公社にまだ6億円を超える数字の土地の費用があるわけですよ。こういうことを考えると、建物自体というか土地自体がこれからもずっと支払いが続くという意味では、ふれあいセンターそのものを無くしてしまえというふうな発想にはならないですかね。いや、これだけお金がかかっていると。維持費もかかる。修繕費もかかる。そうなってくると私ちょっとこれは大きな問題だなというふうになるんですけども。跡地利用について今後研究中だということですけど、跡地も、あそこはふれあいセンターがある、いわゆる高田コミュニティですね、高田地区の大きな拠点となっていますんで、どういう状況になってもなくさないという形でご答弁を言っていただけなのか。その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず、適正管理推進事業債ですけれども、統合前の施設の延床面積よりも小さくなれば対象となりますので、図書館については起債の条件をクリアしている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

ふれあいセンターにつきましては、議員ご指摘のとおり高田コミュニティの拠点ということで、皆さまにご利用をいただいているところでございます。今後も、コミュニティの場所ということで、場所についてはあそこを移転するのはなかなか難しいでしょうから、例えばほかの所というのもですね、ほかに拠点ということで。ただ、耐用年数等もございますので、その辺も加味しながら、拠点としてはあそこが一番良いだろうと

いうふうに考えております。3階4階の健康センター部分については、今後部局でどういった利用がいいかこれについては検討させていただきますが、ふれあいセンターにつきましては、あそこの拠点が一番良いだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先ほど言いましたように、6億円ぐらいの土地の支払費用がまだ残っている。建物もかなり老朽化していると。あそこを調べると準工業地域ですね。それに代わる建物は住宅からいろんな商業からできるわけですよ。場所も県道に面しているということで非常に使いやすい場所なんで「もう売ってしまえ」というふうにならないんだろうかと、そういうことをしては困るなというふうな気持ちで質問しているんですよ。先ほど、部長が説明しましたようにふれあいセンターは高田コミュニティ、高田地区の大きな拠点となっていますので、どういう事態になってもあそこは、建物がたとえ老朽化して建て替えが必要になっても、あそこに拠点をこのまま維持していただけるということ、ぜひ、町長からそうご答弁いただきたいと、約束していただきたいなというふうに思うんですけども。よろしくお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今の部長が申し上げましたとおりでございますが、当面はあそこ、ふれあいセンターの拠点として考えておりますけれども、今後の対応につきましては、まだいろいろ部局で話をしております。どういう形が一番良いのかですね。現在のところ、こういった質問に対しましては、そういう答えが適当だというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この間状況が変わればあそこを撤去して、先ほど部長言われたのは別の所に拠点を持っていくみたいな話をされたんで、いやそれじゃちょっと困るんじゃないかなと。やっぱりあそこがやっぱり非常に良い場所で拠点になっているんじゃないかなということなんで、これから先も、あそこで高田地区の拠点として活用していけるというふうな形で約束できないんですかね。「いや、この先はもう分かりませんよ」というふうな形で答えられるとちょっと私も困るなというふうに思うんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

すみません、失礼しました。あその場所がやはり皆さん今お使いになって駐車場もありますので、あその拠点が良いのかなと思っています。また、ちょうどふれあいセンターの上に高田保育所がございます。高田保育所の入口も、ちょうどふれあいセンターの入口と同じになっていますので、なかなか別々使うというのも難しゅうございます。その辺については今後検討してまいります。建て替えのときにどういうふうにするのか、それについても含めて検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

ちょっと含みを残した答弁のような感じがするんで、なかなか納得できないなど。先ほどから言いますように、やっぱりあその拠点があることで、非常に地域も活性化しているいろんな取り組みができるわけですので、ぜひあその場所を維持していただくように改めてお願いしたいというふうに思います。時間も無いので、最後の質問をさせていただきます。昨日もちょっと同僚議員から出ましたけど、やはりあその建設場所についてはこれまで歩いて行けた、バスで通っていたという人たちが、あそこに移ることになかなか行けなくなるんじゃないかというふうな心配なこともあるわけですよ。あそこ最寄りバス停は徳洲会病院前のバス停だと思うんですよ。イオンタウンの中に、みかんちゃんバスのバス停があると。今後この部分も研究していくと、さまざまな意見を聞いて対応していきたいというふうになりましたけども、あそこが図書館になるってなると、やはり直通のバスか何か出すような形にならないと、そういう方々の声というのには応えきれないと思うんですよ。そういうことも考えてらっしゃるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

既存のバスにつきましては、今後、利用しやすいルートやルートの増便も含めて事業者と協議を行うように検討しております。その中で、バス停等の歩道の広さとかの関係もありますので、バス停がどの位置に立てられるか等も含めて、事業者と協議をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

新たなバス停を作ることも検討するということ。私も現地見たんですけども、道路からまたあそこかなりちょっと上っていくわけですよ。先日も車椅子を利用している方がイオンタウンから下りてくるときにも非常に怖かったという話をちょっとお聞きしたんですが、図書館前の道路にバス停ができたとしても、あそこからスロープでまた上がるっていうのが非常に困難ではないかなと。もし、あそこに現地に作るなら中まで入る

ようなバスが無いと、そういう方々が行けなくなる。やはり現地建て替えの要望があったのは、やっぱりそういう方々に対しても図書館の利用ができなくなるような環境にはなってはならないというふうな部分だったと思うんですよ。それを、今あそこに建てるということですから、私はそういう声に対応する取り組みが必要かなと。整備計画にはアクセスがしやすいって書いていますけども、どう考えてもあの坂道と、イオンタウンにバスが停まってあそこで降りても、イオンタウンから下りてまた上ってっていうふうな、そういうことを。今のバス停からすると徳洲会病院の前に停まっても、あそこから少し距離があるということでは、私は非常にそういう方々の声に応えてないなというふうに思うんですけども、その辺は本当にそういう声に応えるような形でできるんですかね。再度お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

建設予定地なんですけれども、やはり大型バスが停まったりとか、中に入ったりっていうのはなかなか厳しいところがあるのかなというのは認識をしております。イオンタウンに入っております小型のバスですね、そういう小さなバスとか、そういうふうな活用とかも含めて事業者と協議をしていきたいと思っております。また、図書館の利用者の方にアンケートなども検討しております。現状の分析などを行いながら、対策などについて研究させていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この間、あそこに建てるというのが大前提で話が進められていて、少し、いやあその土地はというふうな声が小さくなっているように思われますけども、町民ももう既に諦めているんじゃないかと思うんですよね。いろいろ言っても一緒だと、変わらないということで。私はそういう何か展望を諦めさせるというのは非常に残念だなというふうに思うんですよ。大きな額をかけて図書館を建設するわけですから、やはり役場辺りから図書館に行く直通バスぐらい出さないと。お金が無いからできないという理由にはならないと思うんですよね。そういうことも検討していただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時31分～10時40分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

63号でございますが、情報通信技術を活用した行政手続の推進ということで、昨日ちょっと一般質問した要綱の中に、いろんな数多く申請等に係る条文が示されているんですけども、こういったものの改正というものは必要としないのかどうか。それと必要とするのであれば準備ができておられるのかということ。あとまた同じように昨日お聞きした中で、そうなると例規の差し替え等が必要になってくると思うんですが、かなりの数が多分要綱など網羅されておりますので、これを一本ずつ改正をして入れ替えるとなると金額的にも相当な額がかかるんじゃないかなと想定をするんですが、予算の手当てができておるのかどうか。もしやらないといけないとしたときにですね。そこをお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今回の条例に基づいてほかの要綱等の改正が必要になるかということでございますけれども、今回の条例の趣旨ですけれども、基本的に本町で決めております条例規則等で、書面によって手続きをするように決められているものを全てこの条例に基づいて電子申請ができますよというふうな規定の仕方。これ通則法という言い方をするようでございますけれども、そのような形での規定という形でございますので、オンラインができますよというふうなことについてを個別に改正する必要は無いと考えてございます。ただ、具体的にどういう形で電子申請するのかということについては、別途、個々に町の機関等という形で定義をしておりますけれども、そこについては規定が一定必要になってこようかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第63号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第64号は、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第4、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第65号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5、議案第66号長与町行政不服審査会条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第66号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第67号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第68号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第69号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第70号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第71号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第72号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第73号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第74号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第75号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第76号に関しましてお伺いします。この会計年度任用職員ですが、現在本町の職員の中で、この会計年度任用職員というのはパートタイムですか。7日間の勤務とフルタイムというのがあるかと思うんですが、それぞれパートの方、フルタイムの方が何人かということと、これが本町の職員の全体の何割ぐらいに当たるのか。正規職員との割合をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

会計年度任用職員につきましては、フルタイムの職員が2名、パートタイムの職員が延べ人数で今324名となっております。月に換算しますと約200人前後の会計年度任用職員が在籍をしているという状況でございまして、職員が今234名おりますので約半数ほどの会計年度任用職員がいるということで考えていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

フルタイムは2名だけということですね。そうすると、このフルタイムの方がいわゆ

る常勤の正規職員ではない理由というのが何かあるのか。もちろん、ご本人の希望というのもあると思うんですが、そういったものなのか。それからフルタイムの方と正規の職員とで何か差があるのか。まず一つは、採用の際に正規職員の採用の際と会計年度任用職員のフルタイムの採用等で違いがあるのか。それから待遇面で何か差があるのか。ちょっとこの辺りを伺いたいのと、もう一つは、会計年度任用職員というのは、令和2年度から始まったと思うんですが、1年単位で更新が2回まで、つまり3年間でいわゆる雇い止めになるような制度だと思うんですが、4年目以降も働きたいという人、これパートタイムもちろんそうだと思うんですが、2年度から会計年度任用職員の方はもう3年経つわけですが、今年度が終わると。来年度以降も働きたいという人がいた場合に可能なのか。その場合はどういう手続き等でできるのか。それをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

現在フルタイムで来ていただいている会計年度任用職員につきましては、保育所の方でお願いをしているところがございます。ここの分が例えば育児休業であったりですか、あと子どもの年齢によって必要な保育士数というのが変わってまいりますので、その年度によってクラス編制によって、フルタイムで来ていただく必要がある場合と必要でない場合とあるような状況でございます。任用につきましては、正規職員は当然一般的に行政職の試験を受けていただきますけれども、会計年度任用職員につきましては、一般公募して面接試験という形で採用をさせていただいております。それから待遇の差というところですが、これは条例で決まっておりますのでございまして手当等あるものがないものがございます。処遇に関しては、処遇と言ってもたくさんございますけれども、待遇の差、金銭的なところは若干違いますけれども、いろんな制度的なもの、例えば育児休業であったりとか、そういったものは今職員と同等な内容となっているところでございます。それから、本町では更新が2回までという制限はかけてはおりませんので、勤務を希望する場合には、4年目以降の継続した勤務が可能となっているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第76号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第77号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

おはようございます。幾つか質問をさせていただきます。今回提案された条例は、潮井崎関連、ウォーキングセンターの旧条例を廃止して、同公園にある施設をキャンプ場というふうに明確にして、旧条例下では無料で使用できた部分に対して、追加して使用料を課すものと理解しております。では、ここで質問を何点かしたいと思うんですけども。1点目、まず、なぜ今回条例改正を行い追加で使用料の徴収をしようとするのかということですね。明確な理由を伺います。徴収することによるメリットは自主財源確保があると思うんですけども、それ以外にも何かあるのか。2つ目、今回の改正に先立ちまして施設の増設、改修等を行い、利用者に対して何らかの利便性の向上が図られた上で使用料を課すものなのか伺います。3つ目に、キャンプ場の使用料の算出根拠を伺います。また、多くの町内の公共施設では、利用者が町民かあるいは町民以外で、異なる料金体系を取っていると思いますが、キャンプ広場ではそのような手立てがなされておられません。なぜこのような適用をされていないのか。4つ目に、キャンプ広場の使用料を仮に徴収を行うとなった場合の収入見込額を伺います。5つ目に、今回の提案に対し、住民への説明や各団体への聞き取り調査など、広く住民への意見聴取を行ったのか。この点を5点お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

まず1点目のなぜ今の時期にということですが、こちらの潮井崎ウォーキング、キャンプ場、今回上程させていただきましたこの件につきまして、従来平成13年にこの施設、設置をされております。その中で使用料をいただいております分につきましては、管理棟の展示ホールや研究室、また温水シャワーならびに研究室の空調設備の使用料の徴収をお願いしておりました。キャンプ場につきましては、昨今コロナ禍というのとキャンプブームも重なって、キャンプ場の利用につきまして若干の増加傾向というふうなこともございます。また、本町では第10次総合計画におきまして、大村湾を活かしたまちづくりの推進を掲げて、各種施策を実施いたしているところでございまして、町といたしましても、このキャンプ場につきまして交流人口の拡大に資する施設、そういうふうな可能性とポテンシャル、潜在能力ですね。そういうものが十分に備わっている施設ではないかというふうな認識の下に、今回、政策の一つとして条例を上程させていただくというふうなことでございます。次に2番目の施設の増設についてでございますが、現状、使用料を頂くというふうなことで何か施設を増設をするというふうなことは、現在のところは考えておりませんで、主だって使用料につきましては、維持

管理の方に充当させていただきたいというふうに考えております。また今後、維持管理に十分な余裕ができたところで、皆さまのお声とかも頂きながら、その辺の可能性については、今後研究してまいりたいというふうに思っております。3番目の算出根拠でございますが、近隣自治体の有料キャンプ場と比較いたしまして、安価な設定ということで今考えているところでございます。この金額を基本に考えますと、根拠といたしましては、近隣のキャンプ場等を考慮いたしまして、安価な設定というふうなことでさせていただいております。次に、4番目の収入見込額でございますが、これはコロナが流行る前の平成31年度の実績といたしまして、キャンプ場の利用者が1,124組でございます。これを単純計算いたしますと、123万6,400円の収入見込みとなります。5点目の町内外で料金を分けなかったのかというふうなことにつきましては、さまざま考えがあらうかと思いますが、この施設につきましては、ほかの町内施設のように健康増進とか、そういった形での施設ではなく、趣味性が強いと、これを目的に利用される方々が来られることを想定しておりますので、あえて同一というふうなことで考えておりますが、今後この件につきましてもさまざまな声が上がったところで、検討なりなんなり、必要とあれば料金の改定というの、今後考えていきたいというふうに考えております。最後に団体等の意見の聴取ということでございますが、今回のこれに至った経緯といたしましては、利用者の方々に1年間、なるべくラップしないようにアンケートの方をとらせていただいております。その結果で料金の徴収については理解が、理解というか好意的な意見が多くございましたので、こういった形で料金設定をさせていただくというふうなことでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

ありがとうございました。たくさんあったんですけど、ちょっと質問を繰り返していきたくんですが。利用者が増えたから料金を徴収するという、交流人口の拡大を増やすために料金を徴収するという、その理由が私にはちょっと理解できませんでした。また、本来こういった料金徴収を行う際、今まで無料で利用をできたものを行う際には、何かしら施設の改修等を行って利便性の向上が増した。例えばあそこ、私もちょっと2日前に夜行きましたけれども、言うなればただの広場ですよ。最近はおトキャンプとか、あるいは電化製品を使えるように、車を止められるような状態にするとか、電源を使えるようにするとか。やっぱり何かしらの利便性の向上があつてから、こういった料金を私は取るべきじゃないかなと。それと先ほどおっしゃった、町民無料とかできない。それは健康増進のための施設ではないからという答弁だったと思うんですよ。ただ目的というか、第2条の中には、健康及び福祉の増進を図ることを目的ととし、明確に記載されています。前のウォーキングセンター条例にも「町民の健康増進及び潤いのある生活に寄与し」とうたわれていて、今の答弁は全く当てはまらないのではないかなと思

ます。ここの施設は、公民館施設と違って多くの町民が利用するというよりも、町外利用者が最近増えてきているとお聞きしております。キャンプの流行りですね。ただ、私は平成29年の使用料改正条例を今回思い出しました。あのときの反省というのは、丁寧な住民への説明とか、パブリックコメント等の意見聴取を丁寧に行わなかったことによって上程され、議会がまたそれを認めたことが、後に署名活動とか請願に発展して住民の皆さんを混乱させた、また、職員の皆さんも混乱したことだったと思うんですね。今回あのときの轍を踏んでいないのか。住民に対して十分に配慮した上での議案提案なのかということです。少なくとも議会に対する配慮を私は今回は全く感じておりません。この上程されたのが初耳でした。一本の条例なんですけど、町としてあの平成29年を反省してないのか。今後もこのような形で、ぼんという形で出されるのかですね。その件をお伺いしたいのと、先ほど私が言いました健康増進施設ではないというふうな課長答弁がありましたけど、その件をお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

先ほど私が答弁いたしました健康増進施設に当たらないっていうふうなことにつきまして、申し上げたかったことといたしましては、生涯学習やスポーツの推進といった観点について若干乏しいところがあるかなというところで、そう申し上げたところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今回、長与町潮井崎のキャンプ場条例の策定に当たりましては、確かに議員が申されますとおり事前に議会等への説明は行っておりませんでした。この施設が現在の施設でございます潮井崎交流館の展示ホール、あるいは研究室につきましては、現在も徴収をしております、そういったことから今回施設の一部であるキャンプ場が利用料を徴収するというふうな条例ということで、今回議会の方には説明をしていなかったところでございます。しかしながら、議員が申されますとおり利用者の皆さまにご負担を強いる条例でございますので、この辺につきましては、今後こういった条例を上程する場合におきましては、内部でもよく協議をいたしまして、慎重に今後に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

3問目ですので、まず勘違いされたら困るのは、議員を特別扱いしろということではないんですね。私は住民への説明が無かったこと。広く無かったこと。それを申し上げ

げております。当然、議会にも説明はいただきましたかと思うんですけども。再度の質問になると思うんですけども、やはり私は町民は無料にすべきだと。当然、町外者に関しましては、納税されている方たちではありませんので、一定の負担はいただくべきだと。それは理解するんですよ。併せて私は前回の使用料条例のときもそうでしたけれども、受益者負担を否定するものではありません。ただ、やり方だと思うんですよ。説明の仕方。今回、この条例を上程される際には、多分、各法令審議会というんですかね。そういったところで、皆さん目にされていると思うんですよ。執行部側の上の方の方は、こういう出し方で異論が無かったんですか。もうちょっと丁寧にしたらどうでしょうか。私はそこはちょっと残念だったなと。次からしますじゃなくて、なぜこういう出し方しかできななかったのか。私はそれはちょっと残念で仕方ないですよ。最後に1点だけ、庁舎内で異論はなかったのか。その点だけお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今回条例を上程するに当たりまして、内部でもいろいろ法令審議会であったりとか、そういった中で協議をしてみました。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第78号は、産業文教常任委員会に付託します。

場内の時計で11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時15分～11時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第18、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私の所属しておりません委員会に当たる部分を1点質問させていただきます。説明書の27ページ、3款3項2目18節長与町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金というのがありまして、その次の款の4款1項1目18節長与町医療機関等電気料高騰緊急支援補助金とありまして、この違いをお伺いしたいんですね。先ほどの同僚議員の一般質問の中で、事業者に対するこういう支援として電気料金等上がった分を、例えば3か月間の上った分を4倍して1年分のような形で支援するような話がありましたが、これどちらも財源そのものはコロナ対応の交付金だと思うので、それが歳

出になると、この名目が違う理由と内容が実際に違うのかですね。医療機関は電気料金で、介護施設等は原油価格と物価高騰、端的に違いをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

3款3項2目18節負担金、補助及び交付金につきましては、この物価高騰に関する分につきましては、介護保険事業所につきましては、入所系、通所系の事業所におきましては、令和3年度の電気代に対して、物価上昇率を18.6%掛けた分を補助するようにしております。それから訪問系ですね。ヘルパー等の訪問系の事業者につきましては、県が行ったサンプル調査の単価とはなっておりますが、車1台当たり2万3,000円の補助をするように予定をしております。名前の違いにつきましては、介護保険につきましては、電気代とガソリン代、そのあとの医療機関等の電気料の高騰緊急支援補助につきましては、電気代だけの補助になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

それでは私は総務厚生常任委員会に当たらない部分として8、9ページ、歳入の寄附金ですね。17款1項のふるさと長与応援寄附金についてまずお伺いします。今回増額補正ということで行われているんですけども。昨年を思い出すと、増額補正を行ったにも関わらず最終的に歳入が足りず減額だったと思うんですよね。で、今回の補正を上げるに当たり、まず現在の予算に対する収入率、直近ので構いません。あと、果たしてこれ大丈夫なのかというのを再度確認したいと思います。それと30ページ、31ページ、ちょっと細かいんですけども、6款1項3目18節直売所省エネルギー等設備導入補助金、この内容ですね。それとその下にあります6款3項1目18節大村湾漁協施設整備等負担金、これについて説明をいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず歳入ですね。9ページのふるさと長与応援寄附金でございます。収入率が予算の1億円に対して、上半期9月までの集計で約3,000万円でございますので、3割程度かなというふうに考えております。大丈夫かということですけども、これについては、例年寄附額が多いのが11月、12月ですね。もうこの2月だけで全体の65%を占めるような状況で、これによっては不確定要素が大きいんですけども、今申し上げた約3,000万円というのは、昨年度からの伸び率でいうと25%程度伸びております。その伸び率であったり、ほかにも減少といいますか、伸びないような要件多々ありますの

で、そういったものも加味して、今回3,500万円の増額計上としております。それから歳出ですね。30、31ページのまずは3目農業振興費ですね。直売所の省エネルギー設備導入補助金です。内容としましては、物価高騰等の影響で光熱費も影響が出ているということで、その影響を受ける農産物直売所の電気料金低減への取り組みを支援するものでございます。直売所が省エネルギー高効率設備の購入をする費用に対して、事業費の4分の3、上限50万円を補助するように考えております。もう1点、水産振興費ですね。大村湾漁協の施設整備等負担金ということですが、これも趣旨としては同様でございまして、漁協が直売所の冷蔵庫ですとか冷凍庫の入れ替えを予定されているということで、大村湾漁協に関連する関係市町で、均等割50%、組合員割50%ということで、総負担額85万円を按分して負担するものでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

30、31ページについて理解しました。ふるさと長与応援寄附金について、今度財政の方にこれはなると思うんですが。仮に、去年は予算どおりに歳入が出なかったわけで、すると歳出面で影響する分が出てくると思うんですよね。今回増額補正をしました、その分で今度入らなかった場合歳出に影響がないのか。歳入部分を寄附金にしたのを基金に積むようにしているとか、そういった入らなかった場合の手立て、入らなかったんですから去年ですね、実際に。そのところはきちっと考えられているのか。歳出に影響しないのか。お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木財政課長。

○財政課長（荒木秀一君）

ふるさと長与応援寄附金の歳入欠陥という形の話だと思いますが、その際においては、当該年度まだこれから減額する要素のものもございまして、そういった中で相殺していく。また留保財源等々を充てていくというような形で、予算自体が回るような形で組むようになっていくと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

5ページの債務負担についてちょっとお伺いします。上段の複合施設設計業務委託ということで、令和5年、6年度で1億2,000万円ということなんですが、これで私がイメージするのは、今年度中に発注をして3年分にまたがる発注をするというようなイメージをするんですけども。いただいております基本計画のスケジュール案を見ますと、基本設計が令和5年度頭から5年度の中旬までということで、その後の実施設設計として、

5年、6年にまたがる契約ってということでスケジュールに書いてあるんですが、このスケジュール表であれば、令和5年度に6年度の債務負担の計上でいいんじゃないのかなというような気がするんですが、そこら辺どういう契約を予定をされているのかということ。あまり設計委託で3年にまたがるなんていうのは聞いたことないものですから、ちょっと質問をさせていただきました。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

上段の複合施設設計業務委託料は、複合施設整備に係る設計業務についてでございますが、基本設計及び実施設計を一括して発注するものでございます。本年度中に公募型プロポーザル方式により、受託業者の選定を行う予定でございます。令和5年1月に実施公告を行い、業務期間は令和5年4月から令和6年8月までというスケジュールを予定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

令和5年度に基本設計と実施設計を一括して発注をされるということですか。一般的に基本設計と実施設計と一緒に発注するという事は、あまりなじみがないと思うんですが、そこら辺どうなんですか。そっちの方がやっぱり良いという何かがあるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

今回プロポーザルを行う、特に図書館というところの設計につきましては、意匠性の高い構造物かつ複合施設という複雑性を有している建物でございます。プロポーザル方式により発注者や住民の意見を多く反映した基本設計を作ることとなりますが、その基本設計は、そういうご意見等も踏まえた複雑なものとなる可能性が高く、実施設計に移行する際に齟齬が生じる可能性が高い建物となる可能性がございますので、基本設計と実施設計を一括で発注することとしております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

大体の趣旨は分かったんですが、基本設計が当然出来てないわけですよね。出来てない段階で、この実施設計の中身がきちんと組めるのかなというのをちょっと心配するんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

粛々と業務を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第79号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第63号から議案第79号までの17件は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月15日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第79号までの17件は、12月15日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を12月15日までに議長に報告をお願いします。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、12月16日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（散会 11時40分）